

平成23年度決算に基づく倶知安町の財政健全化判断比率等の公表

◆ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
倶知安町	—	—	13.6	58.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	35.00	35.00	

◆ 公営企業における資金不足比率

	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	地方卸売市場事業特別会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

1 実質赤字比率

倶知安町の基本となる一般会計等（普通会計）の赤字についての指標です。実質赤字比率は、一般会計等が対象で、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差引いた額の割合で赤字を判断する指標です。

平成23年度は、実質収支額が274,261千円と実質赤字額がないため、実質赤字比率は「—（数値なし）」となっています。

【実質収支額】

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度に繰越すべき財源	実質収支
一般会計等	7,514,905	7,240,644	274,261	0	274,261

※ 一般会計等・・・一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計

算出式

(実質収支)

(標準財政規模)

$$274,261 \text{ 千円} \times -1 \div 4,831,599 \text{ 千円} = -5.67\%$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に水道・下水道・国保・介護などすべての会計を合わせた俱知安町全体の赤字についての指標です。

平成23年度は、国民健康保険事業特別会計及び公共下水道事業特別会計において実質赤字額がありましたが、全ての会計の実質収支額等を合計すると、連結実質赤字比率は「－（数値なし）」となりました。

【実質収支額等】

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰越 すべき財源	実質収支
一般会計	7,511,030	7,236,769	274,261	0	274,261
公共用地先行取得事業特別会計	3,875	3,875	0	0	0
国民健康保険事業特別会計	591,328	851,295	▲259,967	0	▲259,967
後期高齢者医療事業特別会計	135,049	133,649	1,400	0	1,400
介護保険サービス事業特別会計	3,391	3,391	0	0	0
合 計	8,244,673	8,228,979	15,694	0	15,694

会計	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年度に繰越 すべき財源	解消可能 資金不足額	資金不足・ 剰余額
公共下水道事業特別会計	732,009	733,646	▲1,637	0	2,401	0
地方卸売市場事業特別会計	14,780	14,736	44	0	－	44
合 計	746,789	748,382	▲1,593	0	2,401	44

会計	流動資産	流動負債	資金不足・ 剰余額
水道事業会計	309,503	25,638	283,865

連結実質収支額（実質収支、資金不足・剰余額合計）	299,603
--------------------------	---------

算出式

$$\begin{aligned} & \text{(全会計実質収支等)} && \text{(標準財政規模)} \\ & 299,603 \text{ 千円} \times -1 \div 4,831,599 \text{ 千円} = -6.20\% \end{aligned}$$

解消可能資金不足額とは

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。資金不足額がある場合に算定される。

3 実質公債費比率

俱知安町の標準財政規模に対する、実質的な借金返済額の割合を示す指標です。対象は、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合等です。

また、実質公債費比率は、早期健全化等の判断基準とともに、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判断に用いられ、18%を超える地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となります。

算出式

$$\frac{\text{①公債費等} - (\text{②基準財政需要額に算入された額} + \text{③特定財源})}{\text{④標準財政規模} - \text{②基準財政需要額に算入された額}}$$

①公債費等

ア 元利償還金の額、イ 公営企業地方債償還財源に充てた繰入金、ウ 一部事務組合等の地方債に充てた負担金補助金、エ 公債費に準ずる債務負担行為、オ 一時借入金利子

②基準財政需要額に算入された額（準元利償還金含む）

ア 災害復旧等に係る基準財政需要額、イ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、ウ 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金

③特定財源

元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

④標準財政規模

ア 標準税収入額等、イ 普通交付税、ウ 臨時財政対策債発行可能額

【平成21年度】

$$\frac{\text{①1,443,055} - (\text{②666,535} + \text{③159,520})}{\text{④4,774,373} - \text{②666,535}} = 15.02007\%$$

【平成22年度】

$$\frac{\text{①1,377,825} - (\text{②638,040} + \text{③155,978})}{\text{④4,920,955} - \text{②638,040}} = 13.63107\%$$

【平成23年度】

$$\frac{\text{①1,298,973} - (\text{②623,573} + \text{③158,878})}{\text{④4,831,599} - \text{②623,573}} = 12.27469\%$$

$$(15.02007 + 13.63107 + 12.27469) \div 3 = 13.6\%$$

4 将来負担比率

俱知安町のすべての会計と加入している一部事務組合（消防など）が、将来的に負担義務がある金額の合計に対する標準財政規模の割合を示す指標です。

将来的に負担義務がある金額とは、地方債残高、債務負担行為、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等に対する負担見込額及び連結赤字額等が範囲となり、充当可能財源として基金、特定歳入及び基準財政需要額算入見込額を控除したものです。

算出式

$$\frac{\text{① 将来負担額} - \text{② 充当可能財源等}}{\text{③ 標準財政規模} - \text{④ 算入公債費等の額}}$$

①将来負担額

ア 地方債現在高、イ 債務負担行為に基づく支出予定額、ウ 公営企業債等繰入見込額、エ 組合等負担等見込額、オ 退職手当負担見込額、カ 設立法人の負債額等負担見込額、キ 連結実質赤字額、ク 組合等連結実質赤字額負担見込額

②充当可能財源等

ア 充当可能基金、イ 充当可能特定歳入、ウ 基準財政需要額算入見込額

③標準財政規模

ア 標準税収入額等、イ 普通地方交付税、ウ 臨時財政対策債発行可能額

④算入公債費等の額

平成23年度以降、基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

$$\frac{\text{① } 12,800,091 - \text{② } 10,333,180}{\text{③ } 4,831,599 - \text{④ } 623,573} = 58.6\%$$

5 資金不足比率

俱知安町では、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計が対象で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。資金不足額が発生した場合に指標が表されます。

平成23年度は、公共下水道事業特別会計において資金の不足を生じたこととなりましたが、解消可能資金不足額を算入することにより資金不足額が発生しないこととなりました。そのほかの会計においても資金不足額がないため、公営企業特別会計で資金不足比率は「—（数値なし）」となっています。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力による経営健全化に努めなければなりません。

				平成22年度
公営企業特別会計	法適用企業	水道事業会計	流動資産総額 ①	309,503
			流動負債総額 ②	25,638
			解消可能資金不足額 ③	0
			資金不足額・剰余額 ①－②＋③ ④	283,865
			事業規模 ⑤	275,666
			資金不足比率 ④÷⑤	—
	法非適用企業	公共下水道事業特別会計	歳入額 ①	732,009
			歳出額 ②	733,646
			解消可能資金不足額 ③	2,401
			資金不足額・剰余額 ①－②＋③ ④	0
			事業規模 ⑤	201,849
			資金不足比率 ④÷⑤	—
		地方卸売市場事業特別会計	歳入額 ①	14,780
			歳出額 ②	14,736
			解消可能資金不足額 ③	0
			資金不足額・剰余額 ①－②＋③ ④	44
			事業規模 ⑤	6,707
			資金不足比率 ④÷⑤	—

※ ③は、①－②<0であれば算入。

この場合④は、①－②＋③>0となる場合は、①－②＋③=0とする。